

## 吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金交付要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、吹田市公立保育所民営化実施計画に基づき民営化する吹田市立保育所の移管を受ける事業者に対し、福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審する経費の一部に係る助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において、交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

**第2条** 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、民営化する吹田市立保育所の移管を受け、大阪府が認証した評価機関（以下「評価機関」という。）による第三者評価を受審した事業者とする。

(助成対象事業)

**第3条** 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象者が、民営化した保育所について第三者評価を受審し、その結果を公表する事業とする。

(助成対象経費)

**第4条** 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が、第三者評価の受審について評価機関に対し支出する経費（以下「受審料」という。）とする。

(助成金の額等)

**第5条** 助成金の額は、予算の範囲内において、実際に要した額と受審年度の公定価格における第三者評価受審加算の合計額との差額とする。ただし、助成金の交付は、1回限りとする。

(受審契約の締結)

**第6条** 申請者が評価機関と第三者評価の受審契約を締結するに当たっては、2以上の評価機関から見積書を徴取しなければならない。

(交付の申請)

**第7条** 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 受審費用が確認できる書類

(2) 評価機関の所在地、名称が確認できる書類

(交付の決定)

**第8条** 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(変更交付の申請等)

**第9条** 前条の規定による通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金変更交付申請書（様式第3号）に第7条に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(実績報告)

**第10条** 助成事業者は、当該年度の助成対象事業完了後、速やかに吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、評価機関で福祉サービス第三者評価を受審したことがわかる書類を添付しなければならない。

(助成金の額の確定)

**第11条** 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金確定通知書（様式第6号）により当該報告をした助成事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

**第12条** 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、市長が指定する期日までに、吹田市福祉サービス第三者評価受審費助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付)

**第13条** 市長は、前条の請求書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

**第14条** 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 第15条又は第16条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

**第15条** 助成事業者は、助成対象事業に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を助成対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

**第16条** 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に助成対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、助成事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

**第17条** この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、児童部長が定める。